

社会福祉法人
静岡隣人会保育園

重要事項説明書

令和 7 年度

静岡隣人会保育園 重要事項説明書

1 施設運営者

| | |
|-------------|-----------------|
| 名 称 | 社会福祉法人静岡隣人会 |
| 代表者氏名 | 理事長 安居院 一展 |
| 所 在 地 | 静岡市駿河区新川1丁目3番7号 |
| 電 話 番 号 | 054-285-0970 |
| 法人設立年月日 | 昭和27年 5月28日 |
| 定款の目的に定めた事業 | 保育所の経営 一時預かり事業 |

2 事業の目的、運営方針

| | |
|-------|--|
| 事業の目的 | 保育の基礎、基本である、保育は人なり。人と人との深く豊かな、あたたかい関係づくりを目指す。 |
| 運営方針 | 安定した環境の中で、自らの生活を楽しみ、たくましくきり開いていく思いやりの心を持つ人間の基礎を育てる。 ①元気で明るい子 ②自分からやろうとする子 ③明るいあいさつのできる子 |

3 施設の概要

| | |
|-------------|--|
| 施 設 の 種 類 | 保育所 |
| 施 設 の 名 称 | 静岡隣人会保育園 |
| 開 設 年 月 日 | 昭和27年 5月28日 |
| 施 設 の 所 在 地 | 静岡市駿河区新川1丁目3番7号 |
| 連 絡 先 | 電話番号 054-285-0970 F A X 054-285-1076 |
| 管 理 者 | 園長 鈴木 貴美子 |
| 利 用 定 員 | 利用定員 120名 満3歳以上の児童【2号】 75人 満1歳以上満3歳未満の児童【3号】 35人 満1歳未満の児童【3号】 10人 |
| 職 員 数 | 39人 |
| 嘱 託 医 | 山崎医院 山崎嘉弘 TEL 054-285-6811 ワタナベ歯科クリニック 渡辺澄子 TEL 054-285-8400 |

4 開園日・開園時間及び休園日

| | | |
|-----------|--|--|
| 保育を提供する日 | 月曜日から土曜日まで、ただし年末年始（12月29日から1月3日）及び国民の祝日は休園とする。 また、自然災害等で保育が困難とみなした時は、理事長、園長の判断で休園とすることがあり。夏季（旧盆）の時希望保育期間有 | |
| 保育を提供する時間 | 保育標準時間認定 | 午前7時から午後6時までの範囲内で保育を必要とする時間 午後6時から午後7時までの範囲内で延長保育を実施。 |
| | 保育短時間認定 | 午前8時から午後4時までの範囲内で保育を必要とする時間 午前7時から午前8時まで及び午後4時から午後7時までの範囲内で延長保育を実施。 |

5 施設・設備等の概要

| | | | |
|-------|--------|------------------------|-----------------------|
| 敷地 | 面 積 | 1069・46 m ² | |
| 建物 | 構 造 | 鉄筋コンクリート造1部3階建 | |
| | 延床面積 | 878・36 m ² | |
| 施設の内容 | 設備 | 部屋数 | 面積 |
| | 5歳児 | 1室 | 60.71 m ² |
| | 4歳児 | 1室 | 59.43 m ² |
| | 3歳児 | 1室 | 59.41 m ² |
| | 2歳児 | 1室 | 56.99 m ² |
| | 1歳児 | 2室 | 93.28 m ² |
| | 0歳児 | 1室 | 61.39 m ² |
| | 遊戯室 | 1室 | 115.58 m ² |
| | トイレ他設備 | | 402.13 m ² |

本園では「静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年静岡市条例第8号。以下「市条例」という。）」の定める基準を遵守し、上記の施設及び設備を設置しています。

6 職員の状況（令和7年4月1日現在）

| 職 種 | 常勤 | 常勤者の資格 | 非常勤 | 非常勤者の資格 |
|---------|-----|-----------|-----|-----------|
| 園長 | 1人 | 保育士・幼稚園教諭 | 人 | |
| 副園長 | 1人 | 保育士・幼稚園教諭 | 人 | |
| 主任保育士 | 1人 | 保育士・幼稚園教諭 | 人 | |
| 保育士 | 12人 | 保育士・幼稚園教諭 | 15人 | 保育士・幼稚園教諭 |
| 栄養士 | 2人 | 栄養士 | 人 | |
| 調理師 | 1人 | | 1人 | 調理師免許 |
| 調理員 | | | 2名 | |
| 子育て支援室長 | | | 1名 | |
| 保育補助 | | | 1名 | |
| 用務員 | | | 1名 | |

本園では市条例の定める基準を遵守し、上記の職員を配置しています。

7 提供する保育等の内容

本園は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示第117号）を踏まえ、平成30年4月1日より以下の保育等の提供を行います。

（1）保育計画

保育過程、歳児毎に年間、月間及び週間計画及び食育計画を作成。

（2）毎日の保育の流れ

一日の保育スケジュールは、以下のとおりです。

| 3歳未満児 | 3歳以上児 | 3歳以上児 | | |
|--|---------------------------------------|--|--|--|
| 0歳児・1歳児 個々の生活リズムに 対応できる環境を整え、 月齢・発達・生活状況 にあわせてゆったりと した雰囲気の中で家 庭的に保育しています。 | 早朝保育 順次登園 おやつ 活動 給食 昼寝 | 7:00 8:30 9:30 11:00 12:00 13:00 14:30 15:00 16:00 18:00 19:00 | 早朝保育 順次登園 活動 給食 昼寝 (3歳児のみ) おやつ 順次降園 延長保育 | さまざまな遊びを通して 人間関係を深め、明るく・ 元気で思いやりの心をもち、 人格形成の基礎が育つよ うに保育しています |
| 2歳児 好奇心旺盛な子ども 一人一人の気持ちを 大切にしながら、発達 の課題と第一反抗期 を念頭におき、ゆった りとした生活リズムで 楽しく保育しています。 | おやつ 順次降園 延長保育 | | | |
| | | | | |

一日の
過ごし方

（3）食事の提供

| | |
|------------|--|
| 給食等の方針 | 保育園での給食は、全ての活動の源となる大切な ものと認識し、安全で美味しい給食を目指してい ます。旬の食材や地産の物も積極的に取り入れて 離乳食も月齢に合わせて作っています。 |
| 昼食及びおやつ | 保護者の方へ毎月の献立表でお知らせします。 希望者にはレシピの配布もしています。 |
| アレルギー等への対応 | 食材の中でアレルギーなどで食べられないもの がありましたら、事前にご相談ください。 ご相談の上、除去等の必要な対応を取ります。 アレルギー診断書提出 |

（4）健康診断

①健康診断

年2回、(4月、10月)嘱託医が健診します。結果については、口頭説明
連絡帳・児童票に記載します。 ※0, 1, 2歳児は7月と2月にも行っています。

②発育測定

毎月1回、身長・体重の測定を行います。結果については連絡帳・児童票に
記載します。

③歯科検診

年2回、嘱託医が健診します。結果については、口頭説明・児童票に記載し結果票を渡します。

※4歳児は視力検査も実施しています。(園長・担任保育士)

(5) その他

子育て支援事業の実施。

毎月3回水曜日に園庭開放を(10:00~11:00)行っています。

季節に合わせた遊びを取り入れて、毎月楽しみます。

8 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担(保育料)

3号認定(0歳児~2歳児)の園児は、当該市町が定める保育料をお支払い頂きます。

2号認定(3歳児~5歳児)の園児は、給食費の実費徴収をさせて頂きます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る徴収

(1)に掲げる保育料のほか、実費として下記費用を負担していただきます。

| 項目 | 対象年齢 | 金額 | |
|--------|---------|----|-----------------|
| 給食費 | 3・4・5歳児 | 月額 | 副食4,500円 主食900円 |
| 教材・被服費 | 0・1・2歳児 | 年額 | 実費 |
| | 3・4・5歳児 | 年額 | 実費 |

※上記のほか、必要な実費は隨時お知らせします。

| | | | |
|--------|-----|----|----------|
| 父母の会会費 | 全園児 | 月額 | 500~200円 |
|--------|-----|----|----------|

(3) 延長保育料

| 対象 | 時間 | 料金 |
|----------|-------------------|--------|
| 保育短時間認定 | 午前7時00分~午前8時00分 | 日額250円 |
| | 午後4時00分~午後5時00分まで | 日額250円 |
| | 午後5時00分~午後6時00分まで | 日額250円 |
| | 午後6時00分~午後7時00分まで | 日額250円 |
| 保育標準時間認定 | 午後6時00分~午後7時00分まで | 日額250円 |

※19時を過ぎた場合は、1,000円の超過金額を頂きます。

19時までには、お迎えをお願いします。

9 利用の終了に関する事項

本園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 利用児童が小学校に就学したとき。
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

10 緊急時の対応について

保育中に容体の変化や病状急変等の緊急事態が発生した場合には、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡するとともに、嘱託医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。 **※AEDを設置しております。**

非常時の対応

(1) 非常時の対策

| | |
|---------|--------------------------|
| 管轄する警察署 | 静岡市南警察署 新川交番 |
| 消防計画 | 令和元年6月策定・届け出済（静岡市駿河消防署） |
| 防災設備 | 自動火災報知機・誘導灯・消火器 |
| 避難訓練 | 火災及び地震を想定して、月1回実施 |
| 避難場所 | 新通小学校 |
| 園児の引き渡し | 震度5強の地震、予知情報の場合、園で直接引き渡し |

(2) 風水害時の自宅待機、臨時休業の取り扱い

| | |
|---------|---|
| 特別警報時対応 | 警報発表基準をはるかに超える豪雨や大津波等が予想され「特別警報」が発表された場合は、重大な災害の危険が著しく高まっていると判断し、1号・2号・3号認定の子供に係なく自宅待機又は臨時休業等になります。 |
| 暴風警報発令 | 原則自宅待機とする。 午前11時までに自宅待機が解除されない場合は臨時休業とする 自宅待機の解除になったら安全に留意し登園させてください。 ご家庭の判断、事情によりお休みする場合は園に連絡をお願いします。 |

*緊急時の対応については重要事項説明書等、年度当初でお知らせとして配布します。

「特別警戒」又は「警戒レベル3」が発表された場合・・・行政指導の下、理事長・園長の判断による措置をとります

- (1) 静岡市に「特別警戒」又は「警戒レベル3」が発表された場合は臨時休園になり保護者へ一斉メール等でお知らせします。
- (2) 園児が登園後、「特別警戒」又は「警戒レベル3」が発表された場合は、状況を判断し、園児の安全確保には十分な配慮をしていきます。

* 「警戒レベル」については、地域性を考え必要な対策を早めにとっていきます。
地震関連・気象関連（大雨・洪水・土砂災害）情報の確認…静岡市防災メールを見て速やかに行動して下さい。

11 賠償責任保険の加入

本園では、以下の保険に加入しています。

| | |
|--------|---|
| 加入保険会社 | 東京海上日動火災保険株式会社 |
| 保険の種類 | 保育園児団体傷害保険 |
| 保険の内容 | 1 事故につき 10 億円 1 名につき 10 億円 入院 1950 円 通院 1300 円 |

12 非常災害時の対策

| | |
|---------|---|
| 消防計画の作成 | 提出先：静岡市駿河消防署 届出日：令和2年5月22日 防火管理者：園長 鈴木 貴美子 |
| 防災設備 | 自動火災報知機、誘導灯、消火器 |
| 避難訓練 | 火災及び地震・津波を想定し、月1回実施 年1回総合防災訓練を行い、避難や炊き出し訓練なども行っています。 |

13 虐待の防止のための措置

本園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るために、責任者を設置するとともに、職員に対する研修を実施します。

| | |
|-------------|-----------|
| 虐待防止に関する責任者 | 園長 鈴木 貴美子 |
|-------------|-----------|

14 要望・苦情等に関する相談窓口

本園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

| | |
|---------|-----------------------|
| 苦情受付責任者 | 主任 中村 文柄 |
| 苦情解決担当者 | 園長 鈴木 貴美子 |
| 第三者委員 | 齊藤 長能 |
| | 加藤 哲也 |
| 受付方法 | 文書、電話及び面談等により受け付けします。 |